

消防計画

第 1 章 総 則

第 1 節 目的およびその適用範囲

(目的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項(または火災予防条例第 55 条の 3)および ビル共同防火管理協議会協議事項に基づき、_____の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当社に勤務し、出入りするすべての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者
- 2 危険物製造所等については、別に定める予防規程等によるものとする。

第 2 節 管理権原者および防火管理者の業務と権限

(管理権原者の責任等)

第 3 条 管理権原者は、社内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的または監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行なわせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速かに改修するものとする。
- 5 管理権原者は、協議会構成員として、ビル全体の安全性を高めるように努めるとともに、定期的開催される ビル共同防火管理協議会に参加するものとする。

(防火管理者)

第 4 条 防火管理者は、この計画の作成および実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行なう。

- (1) 消防計画の作成および変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火気を使用する設備器具(以下「火気設備器具」という。)等の検査・点検を実施し、不備欠陥箇所のある場合は改修促進を図る。
- (4) 改装工事等工事中の立会いおよび安全対策の樹立
- (5) 火気の使用、取扱いの指導、監督

- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 従業員に対する防災教育の実施
- (8) 防火担当責任者および火元責任者に対する指導および監督
- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) 放火防止対策の推進
- (11) その他防火管理上必要なこと
- (12) 統括防火管理者への報告
 - ア 用途および設備を変更したとき
 - イ 消防計画を作成または変更したとき
 - ウ 防火管理者を選任または解任したとき
 - エ 内装改修または改築等の工事を行なうとき
 - オ 大量の可燃物の搬入・搬出および危険物または引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
 - カ 臨時に火気を使用するとき
 - キ 火気設備器具または電気設備の新設、移設、改修等を行なうとき
 - ク 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、または改修したとき
 - ケ 催物を開催するとき
 - コ 防火管理業務の一部を委託するとき
 - サ 消防計画に定める消防機関への報告および届出を行なうとき
 - シ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - ス 統括防火管理者から指示命令された事項
 - セ その他火災予防上必要な事項

第 3 節 消防機関との連絡

(消防機関との連絡)

第 5 条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出および連絡を行なうものとする。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出

防火管理者を定めたとき、またはこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。
- (2) 消防計画作成（変更）届出

消防計画を作成したとき、または次に掲げる事項に該当したときに防火管理者が届け出ること。

 - ア 管理権原者または防火管理者の変更
 - イ 自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
 - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理および防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
- (3) 自衛消防訓練実施の通報

自衛消防訓練を実施するときは防火管理者があらかじめ消防機関へ通報すること。
- (4) 禁止行為の解除承認申請

喫煙、裸火の使用または危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を

行なおうとするときは、管理権原者および防火管理者が確認をしたのち申請すること。

(5) その他

建物および諸設備の設置または変更を行なうときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続を行なうこと。

(防火管理業務資料等の整備)

第6条 防火管理者は、前条で報告または届出した書類および防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、整備、保管しておくものとする。

第4節 防火管理委員会

(防火管理委員会)

第7条 防火管理業務の適正な運営を図るため、_____に防火管理委員会を置く。

2 防火管理委員会の構成は、別表____のとおりとする。

3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定するものとする。

4 会議は、_____に行ない、次の場合は、臨時に開催する。

(1) 社会的反響の大きい火災、地震等による被害発生時

(2) 防火管理者等からの報告、提案により管理権原者が会議を開催する必要があると認めた時

5 会議の主な審議事項

(1) 消防計画の変更に関すること。

(2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

(3) 自衛消防組織および装備等に関すること。

(4) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。

(5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。

(6) 火災予防上必要な教育に関すること。

(7) その他

第2章 予防管理対策

第1節 日常および定期に行なう火災予防

(予防管理組織)

第8条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織とする。

(火災予防のための組織)

第9条 火災予防のための組織は、平素における火災予防および地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階ごとに防火担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表____のとおり定める。

(防火担当責任者の業務)

第10条 防火担当責任者は、次の業務を行なうものとする。

(1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導および監督に関すること。

(2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第11条 火元責任者は、次の業務を行なうものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
 - (2) 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備、危険物施設等および消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
 - (3) 地震等における火気設備器具の安全確認に関すること。
 - (4) 別表____『自主検査チェック票(日常)「火気関係」』および別表____『自主検査チェック票(日常)「閉鎖障害等」』の検査の実施に関すること。
 - (ア)「火気関係」のチェックは_____に行なうものとする。
 - (イ)「閉鎖障害等」のチェックは_____行なう。
 - (5) 防火担当責任者の補佐
- (定期に自主点検・検査を実施するための組織)

第 12 条 自主点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等、建物、火気設備器具および電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表____のとおり定める。

(建物等の自主検査)

第 13 条 建物等の自主検査は、別表____の「自主検査チェック票(定期)」に基づき、別表____に定める各点検・検査員が確認するものとし、実施時期は、_____の年____回とする。

(消防用設備等の自主点検)

第 14 条 消防用設備等は法定点検のほかに、自主点検を実施するものとする。

- (1) 自主点検は、別表____の「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、別表____に定める各点検・検査員が点検するものとする。
- (2) 実施時期は、____月と____月とする。
- (3) 防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、合わせて確認するものとする。

(共用部分等の検査)

第 15 条 消防用設備等、建物、防火・避難施設(共用部分)の自主点検・検査は、建物所有者が実施するものとする。

(消防用設備等の法定点検)

第 16 条 消防用設備等の法定点検は、ビル共同防火管理協議会協議事項(以下、「協議事項」という)第 11 条により行なうものとする。

2 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立会うものとする。

(建物等の定期調査)

第 17 条 建物等の定期調査は、協議事項第 11 条により行なうものとし、建物の維持管理に努めるものとする。

2 防火管理者は、建物等の定期調査実施時に立会うものとする。

第 2 節 報告等

(点検検査結果の記録および報告)

第 18 条 自主検査、自主点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、すみやかに防火管理者に報告するものとする。

(不備欠陥等の報告)

第19条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修および予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立するものとする。

(統括防火管理者への報告)

第20条 防火管理者は、自主検査、自主点検および法定点検(実施した場合)の実施結果を統括防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修計画、改修結果を統括防火管理者に報告するものとする。

第3節 火災予防措置

(火気等の使用制限等)

第21条 防火管理者は、次の事項について指定または制限するものとする。

- (1) 廊下・階段等の共用部およびエレベーター内での喫煙の禁止および喫煙場所の指定。
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所および使用場所の指定。
- (3) 火災警報発令時等の火気使用の禁止および制限。

(臨時の火気使用等)

第22条 当ビル内で、次の事項を行なおうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で喫煙または火気を使用するとき
- (2) 各種火気設備器具を設置または変更するとき
- (3) 催物の開催およびその会場で火気を使用するとき
- (4) 危険物の貯蔵、取り扱い、種類、数量等を変更するとき
- (5) 模様替え等の工事を行なうとき

(火気等の使用時の遵守事項)

第23条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 電熱器等の火気設備器具を使用する場合は、指定場所以外では使用してはならない。
- (2) 火気設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してから使用すること。
- (3) 火気設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (4) 火気設備器具を使用した後は、必ず設備器具を点検し、安全を確認すること。
- (5) 禁煙場所では、喫煙してはならない。

(施設に対する遵守事項)

第24条 防火管理者または従業員等は、避難施設および防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他のために使用する避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け、または物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、または有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かな

いこと。

なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。

イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(避難経路図)

第 25 条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図および屋外に通ずる避難経路を明示した避難経路図を別図 1 のとおり作成し、自衛消防隊員並びに従業員等に周知徹底するものとする。

(避難通路の確保)

第 26 条 条例に定めるところにより、客席は、いす席、テーブル席またはボックス席 7 個以上を通過しないで、有効幅員 1.6 メートル以上の避難通路に達するように確保するものとする。

(収容人員の管理)

第 27 条 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置等必要な措置をとるものとする。

第 4 節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策の樹立)

第 28 条 防火管理者は、工事を行なうときは、工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行なうときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。

(1) 室内改装等の工事に伴い、消防用設備等の機能を 1 カ月以上停止させるとき

(2) 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能に著しく影響を及ぼすとき

2 防火管理者は、工事人に対して次の事項および別に定める「ビル 安全作業の手引き書」を周知し、遵守させるものとする。

(1) 溶接・溶断等火気を使用して工事を行なう場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。

(2) 工事責任者は、事前に作業計画を防火管理者に提出し、火気使用届を管理センターに提出すること。

(3) 工事を行なう者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(4) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。

(5) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(6) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

(7) その他、防火管理者の指示すること。

第 5 節 放火防止対策

(日常の放火防止対策)

第 29 条 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

(1) 事務室内および廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓または除去を行なう。

(2) 出入口の特定と出入りする者に対する呼びかけおよび監視等の強化を行なう。

(3) アルバイト、出向、パート等の従業員の明確化による不法侵入者の監視を行なう。

- (4) 火元責任者または最後に退社する者が火気の確認および施錠を行なう。
- (5) 空室、倉庫等の施錠管理は、出入口だけでなく窓にも注意し、人が入れない環境づくりを行なう。
- (6) 駐車場内にある車両の施錠の確認を行なう。
(周辺で連続放火火災が発生した場合の対策)

第30条 当ビルの近隣で、放火火災が連続的に発生した場合は、前条によるほか、自衛を強化し、最終退室者は施錠の確認を確実に行なうものとする。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第31条 火災および地震等の災害発生時に被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を設置する。なお、自衛消防隊は、本部隊および地区隊に編成するものとする。

ただし、本計画上の本部隊は、協議事項上では、地区隊とする。

- 2 _____に自衛消防隊本部(以下「本部」という。)を設置する。
- 3 本部に本部長、自衛消防隊長および自衛消防副隊長をおく。
- 4 本部長等の指定は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は_____とする。
 - (2) 自衛消防隊長には_____があたり、本部隊、地区隊を指揮する。
 - (3) 自衛消防副隊長には_____があたり、自衛消防隊長を補佐する。
- 5 自衛消防隊の編成および主たる任務は別表____のとおりとする。

第2節 権限および任務

(本部長の権限)

第32条 本部長は、自衛消防隊が火災、地震およびその他の災害時での自衛消防活動または訓練を行なう場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

(自衛消防隊長等の任務)

第33条 自衛消防隊長は、本部長の命を受け、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、ビル自衛消防隊との連携を密にしなければならない。

- 2 自衛消防隊長は、本部長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 3 自衛消防副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 4 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに隊長(本部)への報告、連絡を密にする。

第3節 自衛消防活動等

(本部隊の任務)

第34条 本部隊の指揮班員は、本部指揮所の設置、避難、消火状況の把握、隊長の指示命令の伝達、必要資材の集結および資料、情報等を確保するとともに、ビル自衛消防隊に協力するものとする。

- 2 火災等災害が発生したときは、ビル全体の消防計画に基づき、他の事業所の自衛消防隊員と協

カして、自衛消防活動を行なうものとする。

(通報連絡)

第35条 火災の発見者および該当地区隊の通報連絡担当は、次の任務を分担して行なう。

(1) 消防機関(119番)への通報および管理センターに場所、状況等を速報する。

(2) 隣接する各事業へ火災を知らせるものとする。

2 地区隊の通報連絡担当は、火災の場所、状況等を管理センターおよび本部隊に報告するものとする。

3 本部隊の通報連絡班員は、次の事項を処理する。

(1) _____に集合し、消防機関への通報の確認、隊長への災害状況報告を行なう。

(2) 自衛消防隊長の指示命令の伝達を行なう。

(3) 外部との連絡を行なう。

(4) ビル自衛消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行なう。

(消火活動)

第36条 本部隊の消火班員は、地区隊と協力し、消火器または屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行なうとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊における消火活動は、初期消火に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の処置を行なうとともに、自衛消防隊長等の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第37条 本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階およびその上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。

2 エレベーターによる避難は行わないものとする。

3 屋上への避難は原則として行わないものとする。

4 避難誘導班員の部署は、非常口、特別避難階段附室前および行き止まり通路等とする。

また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期すものとする。

5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

6 負傷者および逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。

7 避難終了後、速やかに人員点呼を行ない、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に報告する。

8 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたるものとする。

(安全防護措置)

第38条 安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行なうとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行なうものとする。

(応急救護)

第39条 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

2 応急救護班員は、応急手当を行ない、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとるものとする。

3 応急救護班員は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度等必要な事項を記録すること。

(救出、救護)

第 40 条 応急救護班員は、地震発生時においては前条に定める活動のほか次のことを行なうものとする。

- (1) 倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を本部に知らせるとともに、救出作業および要救助者の安全を確認しながら作業を行なうこと。
- (2) 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備えること。
- (3) 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先すること。
- (4) 危険が伴う救出資機材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当すること。
- (5) 救出した人に対しては、救出した時間、場所等を記入した傷病者カードを掲示すること。

(自衛消防隊の装備)

第 41 条 自衛消防隊の装備は、別表____のとおりとする。

2 本部隊の装備は、_____等に自衛消防隊長が、保管、管理する。

(自衛消防隊の活動範囲)

第 42 条 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

2 隣接する各事業所から出火の場合は、協議事項第 2 5 条によるものとする。

(ガス漏えい時の活動)

第 43 条 都市ガス漏えい事故防止の対策は、別記 8 による。

第 4 章 休日、夜間における防火管理体制

(休日、夜間における予防管理)

第 44 条 休日、夜間に在館中の従業員は、退室時に火災予防上の安全を確認するものとする。

(休日、夜間における自衛消防活動体制)

第 45 条 休日、夜間における自衛消防活動組織は、協議事項第 3 4 条に示すところによるが、在館中の従業員は、次の措置を行なうものとする。

- (1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関および管理センターに通報後、初期消火活動を行なうとともに、ビル内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。
- (2) ビル自衛消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報および資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行なう。

第 5 章 地震対策

第 1 節 地震予防措置

(点検と安全措置等)

第 46 条 各点検・検査員および火元責任者等は、地震時の災害を予防するために、第 2 章第 1 節に基づく各種施設、設備器具の自主点検に合わせ次の措置を行なうものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物 (看板、窓枠、外壁等) の倒壊、転倒、落下を防止すること。
- (2) 倉庫、事務室内、避難通路、出入口等の棚、備品、器具、什器、物品等の転倒、落下を防止すること。

- (3) 火気設備器具の上部および周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行なうこと。
- (5) 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止および送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

(非常用物品等の準備)

第47条 地震に備え、非常用物品等を確保するとともに、定期に点検整備を実施するものとする。
なお、点検は、地震想定訓練実施時に合わせて行なうものとする。

第2節 地震時の活動

(地震発生時の安全措置)

第48条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行なうものとする。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気設備器具の直近にいる従業員は、電源の遮断、燃料の遮断等を行ない、各火元責任者はその状況を確認して本部へ報告する。
- (3) 全従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、本部に報告するものとする。
- (4) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具および危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行なう。
- (5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- (6) 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ、把握する。

(地震時の活動)

第49条 地震時の活動は、第3章各節によるほか、本部隊の指揮班員および通報連絡班員は、次のことを行なうものとする。

- (1) 地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報すること。
- (2) テレビ、ラジオ等により、地震情報等の収集に努め、周囲の状況を把握すること。
- (3) 支店、営業所等の被害状況の情報を収集し、防火管理者等に報告すること。

(救出、救護)

第50条 地震時の救出、救護については、第3章によるほか、次の活動を行なうものとする。

- (1) 応急救護班は負傷者が発生した場合、応急手当を行なうとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。
- (2) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に報告するとともに、救出可能なときは、周囲の者と協力して救出するものとする。

(避難)

第51条 地震時の避難については、従業員等の混乱防止に努めるほか次によるものとする。

- (1) 従業員等を落ち着かせ、自衛消防隊長が避難するよう命令するまで、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわ等安全な場所で待機させること。
- (2) 建物の倒壊等の危険がある場合は、速やかに屋外へ避難させること。

- (3) 避難は、防災関係機関の避難命令または自衛消防隊長の命令により行なうこと。
- (4) 従業員等を避難場所等に誘導するときは、一時集合場所（ロビー階および1階庭園）および避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明すること。

避難場所については、この地区は建物内残留地区であるため、原則、建物内に残留するが、万

- 一の場合は、国会前庭南部および日比谷公園を避難場所とする。
- (5) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とすること。
- (6) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用するとともに、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置すること。
- (7) 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し選定すること。
- (8) 安全防護担当者は、避難通路に落下、倒壊した物品等で避難上支障となるものの除去を行なうこと。
- (9) 避難する際には、電源の遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行なうとともに自衛消防隊長にその旨を報告すること。
- (10) 避難、避難誘導は協議事項に基づき、各事業所の避難誘導担当と協力して行なうものとする。
(地震後点検と安全措置等)

第52条 各点検、検査員および火元責任者等は、地震後速やかに点検を実施し異常の有無を本部および防火管理者に報告すること。

点検の結果、使用不能な設備があった場合は、必要により代替え、増強を図るものとする。
(復旧時の措置等)

第53条 本部長は、復旧または事業所を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 復旧作業に係わる工事人に対する教育を徹底するものとする。
- (2) 復旧作業に係わる立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底するものとする。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化するものとする。
- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員等に周知徹底させるものとする。

第6章 警戒宣言が発せられた場合の対策

第1節 警戒宣言が発せられた場合の組織等

(地震対策のための自衛消防組織)

第54条 警戒宣言が発せられた場合の自衛消防隊は、別表____に定める任務を行なうものとする。

(休日、夜間における自衛消防組織)

第55条 別に定める連絡表により必要な要員を招集するものとする。

2 警戒宣言が発せられたことを知ったとき、招集要員は自主的に集結するものとする。

(営業方針等)

第56条 警戒宣言が発せられた場合は、従業員の時差退社および残留保安要員の確保を図り、在館者の混乱防止のため原則として営業を中止する。

- 2 出勤途上または外出中に警戒宣言の発令を知った場合は、招集要員以外は帰宅し、待機する。
- 3 防火管理者は、従業員の時差退社の計画を別表____により作成しておくものとする。

第2節 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまでの間における対応措置

(判定会招集の報告等)

第57条 判定会招集情報の発表を知った従業員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ・ラジオを通じて情報確認のうえ、本計画に基づく必要な措置をとるものとする。

(地震対策委員会の招集)

第58条 本部長は、判定会招集を知ったときは、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議し、決定するものとする。

(1) 判定会招集情報の段階における対応措置

ア 判定会招集情報の伝達方法

イ 自衛消防隊の任務の確認

(2) 警戒宣言が発せられた場合の顧客等の取り扱い

(3) 出火防止のための応急措置対策の確認

(4) 時差退社の決定および残留者の決定

(5) その他必要事項

2 委員会の構成は、別表____の構成員および自衛消防隊の地区隊長以上をもって構成する。

(自衛消防隊員に対する指示等)

第59条 本部長は、各自衛消防隊員等に対し、速やかに地震対策委員会の結果、警戒宣言が発せられた場合の措置、任務分担等必要事項を伝達指示するものとする。

第3節 警戒宣言が発せられた時から発生(または解除)までの間における対策

(警戒本部の設置)

第60条 本部長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を_____に設置する。

2 本部の構成員は、前第58条第2項と同様とする。

3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合の緊急点検および被害防止措置等の進行管理

(2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更

(3) 計画に定められた事項以外の重要事項の決定

(4) 自衛消防隊員および従業員等に対する指示・命令

4 自衛消防隊の本部隊の各班長および地区隊長は、応急対策および時差退社等の進行状況等必要な事項を、随時、本部に報告する。

5 警戒本部には、本部の位置を示す表示板、各階の平面図、トランシーバー等本部の活動に必要なものを準備する。

(従業員に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達等)

第61条 警戒本部は警戒宣言が発せられた場合、従業員に対して、指示を伝達するものとする。

2 自衛消防隊長は、それぞれの避難誘導班に指定されている者を所定の場所に配置する。

(誘導案内)

第 62 条 避難誘導班は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行なうものとする。

(火気使用の中止等)

第 63 条 警戒宣言が発せられた場合の処置については、協議事項第 4 9 条によるものとする。

(従業員の実施する被害防止措置)

第 64 条 警戒宣言が発せられた場合に従業員が実施すべき被害を防止する措置は、次によるものとする。

- (1) 窓ガラス等の落下、散乱防止
 - (2) 照明器具等の固定
 - (3) 事務機器、商品等の転倒、落下防止
 - (4) 初期消火用水の確保
 - (5) 非常待出し品の準備
- (工事および高所作業の中止)

第 65 条 防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、建築工事および窓ふきその他の高所作業を行なう者に対して、工事資機材の安全措置を施して工事等を中止させるものとする。

(時差退社等)

第 66 条 防火管理者は、従業員の退社について、別表____に基づき退社させるものとする。

2 防火管理者は、前項の時差退社の状況を把握し、自衛消防隊長に報告するものとする。

第 7 章 防災教育および訓練等

第 1 節 防災教育等

(防災教育の実施時期等)

第 67 条 防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は、別表____のとおりとする。

(防災教育の内容)

第 68 条 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね、次の項目について、防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時の対応について
- (5) 防火管理マニュアルの徹底に関すること
- (6) その他火災予防上必要な事項

(講演会等)

第 69 条 防火管理者等は、消防機関が行なう講演会および研究会等に参加するとともに従業員に対する防火講演等を随時開催するものとする。

(ポスター、パンフレットの作成および掲示)

第 70 条 防火管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されるポスターは見やすい場所に掲示し、防火思想の普及を図るものとする。

2 防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、掲示物その他により適時

に広報を行なう。

第2節 訓練

(訓練の実施)

第71条 防火管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるように自衛消防訓練を実施するものとする。

(訓練の実施時期等)

第72条 防火管理者は、ビル全体で実施する訓練には必ず従業員を参加させるものとし、更に別表____により訓練を行なうものとする。

2 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせるものとする。

3 訓練の参加者

(1) 自衛消防隊員

(2) 正社員、パート、アルバイトの中から、半数以上の者

(この場合、全従業員が参加できるように、ローテーションを組んで、参加させるものとする。)

(自衛消防訓練の通知)

第73条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」等により麹町消防署および統括防火管理者へ連絡するものとし、実施日時、訓練内容等について自衛消防隊員に周知徹底するものとする。

(訓練の内容)

第74条 訓練は、次の内容を実施するものとする。

(1) 消火訓練

別記1「消火訓練の実施要領」により、実施する。

(2) 通報訓練

別記2「通報訓練の実施要領」により、実施する。

(3) 避難訓練

別記3「避難訓練の実施要領」により、実施する。

(4) 安全防護訓練

別記4「安全防護訓練の実施要領」により、実施する。

(5) 応急救護訓練

別記5「応急救護訓練の実施要領」により、実施する。

(6) 地震想定訓練

別記6「地震想定訓練の実施要領」により、実施する。

(7) 総合訓練

別記7「総合訓練の実施要領」により、実施する。

(8) その他の訓練

次により、実施する。

ア 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上の研究、討議

イ 消防計画に定められた自衛消防隊の編成および任務の確認

ウ 個々の自衛消防隊員がその任務を遂行するために必要な基本的な諸動作、規律の訓練

エ 自衛消防活動に供する設備機器および設備の個々の取扱い、習熟

(訓練時の安全対策)

第 75 条 訓練指導者は訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため次の安全管理を実施するものとする。

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資機材および設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。

イ 事前に自衛消防隊員の服装や履物および健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示または参加させない等の措置を講じること。

(2) 訓練実施中

ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作および動作の安全を確認すること。

イ 訓練中において、使用資機材および訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。

(3) 訓練終了後

訓練終了後の資機材収納時についても、手袋、保安帽を着装させる等十分に安全を確保させること。

(訓練実施結果の検討)

第 76 条 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、別表____「自衛消防訓練実施結果表」に記録し以後の訓練に反映させるものとする。

なお、検討会には原則として訓練に参加した者全員が出席するものとする。

付 則

この計画は、平成____年____月____日から施行する。